

## 不用品の売却に係る障害者雇用促進事業者に対する優遇措置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者を雇用する機会を確保するための措置をとっている市内の事業者に対し、佐世保市が不用品の売却を行う場合に優遇措置を講じることにより、市内における障害者の就労支援を図り、もって障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。
- (2) 常用雇用労働者 雇用保険の被保険者であって週労働時間が30時間以上の労働者をいう。
- (3) 短時間雇用労働者 雇用保険の被保険者であって週労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう。
- (4) 障害者雇用促進事業者 次に掲げる要件をすべて満たす事業者をいう。
  - イ 市内に事業所があり、佐世保市物品等入札参加資格者名簿に営業種目が不用品売却として登載されている事業者であること。
  - ロ 現に雇用する障害者である労働者が、常用雇用労働者及び短時間雇用労働者の合計数の4%又は6人のいずれか多い数を超えている事業者であること。
  - ハ 第5条第2項の規定により障害者雇用促進事業者として登録した事業者であること。

### (労働者の数の算定)

- 第3条 前条第2号に規定する常用雇用労働者は、1人をもって労働者1人と算定する。
- 2 前条第3号に規定する短時間雇用労働者は、1人をもって労働者0.5人と算定する。
  - 3 前条第4号に規定する常用雇用労働者である障害者数は、1人をもって労働者1人と算定する。

4 前条第4号に規定する短時間雇用労働者である障害者数は、1人をもって労働者0.5人と算定する。

5 前2項の規定にかかわらず、重度身体障害者及び重度知的障害者は、次の各号のとおり算定する。

(1) 第3項で算定した労働者1人をもって労働者2人とする。

(2) 第4項で算定した労働者0.5人をもって労働者1人とする。

(障害者雇用促進事業者に対する優遇措置)

第4条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により不用品を売却しようとする場合において必要と認める不用品について、障害者雇用促進事業者に限定して売却するものとする。

(登録手続等)

第5条 市長は、前条の規定による優遇措置を受けようとする事業者から、次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(1) 佐世保市障害者雇用促進事業者登録申請書（様式第1号）

(2) 障害者雇用状況票（様式第2号）

(3) 雇用している障害者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害種別及び障害程度を証明するものの写し及び雇用保険に係る事業所別被保険者台帳の写し

2 市長は、前項の規定により書類の提出を受けた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該事業者を障害者雇用促進事業者として登録するものとする。

3 登録は、当該事業者が佐世保市物品等入札資格参加者として登録されている2年以内の期間を定めて行うものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録を行ったときは、登録通知書（様式第3号）により、当該事業者に対して速やかに通知するものとする。

5 前項の通知には、次の条件を付するものとする。

(1) 障害者雇用促進事業者としての要件を満たさなくなったとき又は登録が不要になったときは、登録廃止届出書（様式第4号）により、7日以内に市長に届け出ること。

(2) その他必要な事項

6 市長は、登録を行った事業者が、虚偽その他不正の手段によりこれを受けたことが判明したときは、直ちに登録を抹消し、3月から6月の間で市長が定める期間は、登録を行わないものとする。

(契約の解除等)

第6条 市長は、第4条の優遇措置を受けた者が、虚偽その他不正の手段によりこれを受けたことが判明したときは、その優遇措置に係る契約を直ちに解除するとともに、佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領（平成18年4月24日施行）に基づき、必要な措置を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月17日から施行する。